

議 長 日程第12「報告第6号令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第6号令和6年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを御説明させていただきます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第3項に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

地方公営企業法第26条におきましては、公営企業において予算に定めた建設または改良に要する経費のうち年度内に支払義務が生じなかったものがある場合、その性質から1事業年度だけは翌年度へ繰り越して使用することができますが、その旨を議会に報告しなければならないことが規定されているものでございます。

1枚おめくりください。事業名、河南沢配水池倉庫設置事業でございます。予算計上額、翌年度繰越額ともに1,200万円でございます。本案件は、現在宮下水源に保管され、災害等の緊急時に使用されている車載用給水タンクについて、宮下水源が洪水ハザードマップの更新に伴い浸水想定区域に指定されたため、移設場所を確保するためのものでございます。当初予定しておりました保管用倉庫の設置と給水車用給水栓の整備という二つの工事内容について、保管用倉庫の設置におきましては、建築確認申請における崖の取扱いにより場所の変更が必要となったこと、またですね、給水栓整備におきましては、水道台帳等の資料と現況に相違があり、工法や設置箇所の変更調整が生じたこと、これらのことに時間を要したことから、予算を繰り越して使用するものでございます。

なお、工事につきましては、8月には完了する見込みとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしとお声です。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。